

北九州市ホームレス自立支援実施計画（第4次）【素案】 に対する市民意見の内容及び市の考え方（案）

【意見の内容】

- 1 計画の主旨や内容に対する賛意や共感を示す意見
- 2 計画の今後の進め方等に考えを述べた意見
- 3 計画の内容や表現に対して追加や修正を求める意見
- 4 ホームレス自立支援のための具体的な提案・意見
- 5 その他

【意見の反映の結果】

- ① 計画に掲載済、または計画期間中に実施予定
- ② 追加・修正あり
- ③ 追加・修正なし
- ④ その他

【提出意見と市の考え方】

No.	意見の概要	市の考え方	内容	反映結果
1	ホームレスの自立に向けた公共職業安定所の取組みを、もう少し詳しく記載するとともに、現状に合わせた表現にしてはどうか。	自立支援センター内に設置している窓口について、具体的な記載等に修正します。	3	②
2	ホームレス支援への理解を市民から得るため、支援活動を行っているNPO法人の活動状況について市がしっかり監督し、市民へ情報発信してはどうか。	業務委託を結んでいるNPO法人と緊密な連携を図り、事業報告等の確認を行っていきます。また、市民がホームレス問題に対する理解が深まるよう、必要な情報についてホームページ等を通じて啓発を進めます。	4	①
3	本計画を推進していくには、「社会福祉士」などの福祉関連の国家資格を有した職員を優先的に配置してはどうか。	ホームレスを含む生活困窮者自立支援事業に関しては、福祉の国家資格や経験を有する者を中心に配置して、定期的に職員研修を実施し、職員の資質向上を図っています。	5	④

【提出された意見を踏まえた計画の修正内容】

修正後	修正前（素案）
I-1（6）就労支援	
入所者への就労支援に当たっては、自立支援プランに基づき、自立支援センター内に設置している公共職業安定所就労支援窓口との密接な連携のもとに、職業相談員と生活相談指導員が協働し、きめ細かな職業相談等を行う。	入所者への就労支援に当たっては、自立支援プランに基づき、公共職業安定所との密接な連携のもとに、職業相談員と生活相談指導員が協働し、きめ細かな職業相談等を行う。
I-3（2）職業相談及び求人情報の提供	
自立支援センター内に設置している公共職業安定所就労支援窓口と連携し、職業相談や求人情報の収集・提供等を行うなど、入所者に対する積極的できめ細かな就労支援を行う。また、自立支援センター退所者についても、相談を受ける。	公共職業安定所との連携により、自立支援センターに職業相談員の派遣を受け、職業相談や求人情報の収集・提供等を行うなど、入所者に対する積極的できめ細かな就労支援を行う。また、自立支援センター退所者についても、相談を受ける。